

物品調達等競争入札参加資格審査申請書提出要領

光市水道局が令和５・６年度に発注する物品調達等の競争入札に参加を希望される方は、次の要領により書類を提出してください。

１ 入札参加資格

以下のいずれにも該当しないこと。

- (１) 地方自治法施行令第１６７条の４に該当する者（別紙参照）
- (２) 営業に関して許可、認可等が必要とされるときにおいて、これらを受けていない者
- (３) 国税、県税及び市町村税を滞納している者

２ 書類の受付

- (１) 受付期間 令和５年２月１日（水）から令和５年２月２８日（火）まで

- (２) 申請方法 原則として郵送

※郵送の場合は、提出期限日まで消印有効

※持参の場合は、平日の午前８時３０分から午後５時１５分までに提出

- (３) 受付場所 〒７４３－００６３
光市島田一目１７番１号
光市水道局 業務課 庶務係
TEL ０８３３－７１－０７００

- (４) 注意事項 **提出期限日の翌日以降の申請は一切受付できませんので、十分注意してください。**

３ 有効期間 令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで

但し、市内業者においては、令和６年度の入札参加資格は令和６年２月（予定）に行う提出書類により継続されます。

手続きがない場合は、令和６年度の入札参加資格がなくなりますのでご注意ください。

4 書類等の記載

- (1) 「提出書類一覧」を参考にしてください。
- (2) 営業種目内容書（様式第3号）の備考欄へは、営業種目分類表に基づき、取扱可能な業務又は商品名のみ記入してください。
※令和3年11月25日付で営業種目分類表を更新しましたので、書類の記載にあたってはご注意ください。
※実績が無い場合も大分類ごとに提出してください。
- (3) 業務に従事する総職員名簿（様式第9号）は、**光市内に本社を有する者、又は光市内の支店・営業所に入札事務を委任する場合のみ**提出してください。なお、光市内の支店・営業所に入札事務を委任する場合は、光市内の支店・営業所に属する職員のみ記入してください。
- (4) 申請書類はA4版フラットファイル（紙）の表紙と背表紙に社名を記入し、提出書類一覧の順番に書類を綴じて提出してください（色の指定はありません。）。
- (5) 実印の押印及び印鑑証明は必要ありません。

5 営業の許可（登録）証明証等の写し

営業に関し必要な登録・免許又は許可等を要する場合は、資格を有することなどが確認できる証明証等の写しを添付してください。

【業務委託の例】

浄化槽清掃業の許可証、浄化槽保守点検業者登録証、建築物飲料水貯水槽清掃業登録証、計量証明事業登録証、建築物環境衛生総合管理業登録証明書、一般廃棄物収集運搬業許可証、一般廃棄物処理業許可証、産業廃棄物収集運搬業許可証、産業廃棄物処分業許可証、警備業認定証、一般旅客自動車運送事業の許可証、旅行業又は旅行業者代理業の登録証、一般労働者派遣事業の許可証など

【物品調達等の例】

医薬品販売業許可、高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可、屋外広告業届など

6 注意事項

- (1) 不足書類があるときは、受付できませんので、十分確認して提出してください。
- (2) 郵送の方で受付印が必要な方は、返信用封筒（84円切手を貼り付けて、返送用の宛名を記載したもの）又は、返信用はがき（63円切手を貼り付けて、返送用の宛名を記載したもの）を添付してください。

(参 考) 地方自治法施行令

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第百六十七条の十一 第百六十七条の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

提出書類一覧 （ファイルに綴じて提出のこと）

	提出書類	備 考
1	物品調達等競争入札参加資格審査申請書	様式第 1 号
2	本社及び営業所一覧	様式第 2 号
3	営業種目内容書 ※R3.11.25 営業種目更新	様式第 3 号 ※備考欄は、取扱可能な業務又は商品名のみ記入すること。
4	営業内容書	様式第 4 号
5	営業経歴書	様式第 5 号
6	使用印鑑届及び委任状兼使用印鑑届出書	様式第 6 号
7	登記事項証明書（商業・法人）（商業登記簿謄本）の写し【法人】 ※申請日以前 三箇月以内 に発行されたもの	本社を管轄する法務局が発行する証明書
8	身分証明書の写し【個人】 ※申請日以前 三箇月以内 に発行されたもの	本籍地の市（区）町村が発行する証明書 [申請者が外国人のときは外国人登録済証明証]
9	税の未納・滞納がない証明書（写し） ※申請日以前 三箇月以内 に発行されたもの	【法人】 国税：本社に係る、 国に納める全ての税 （その 3 の 3 証明書） 県税：本社所在地に係る、 都道府県に納める全ての税 （委任があるときは委任先地のみ。本社は不要） 市税：本社所在地に係る、 市町村に納める全ての税 （委任があるときは委任先地のみ。本社は不要） ※上記に加え、 <u>光市に支店・営業所を有する場合は</u> 、委任の有無に関わらず光市発行の完納証明書（写し）を提出。 また、 <u>代表者もしくは受任者が光市在住の場合は</u> 、代表者又は受任者の光市発行の完納証明書（写し）を提出。 部分委任をする場合は、都道府県税及び市町村民税については、本社所在地及び委任先地のもの両方とも必要。 【個人】 代表者個人に係る、国（その 3 の 2 証明書）、都道府県及び市町村に納める全ての税
10	取引経歴書	様式第 7 号 光市を含む官公庁との実績（民間も可）を記入すること。実績が無い場合も、大分類ごとに提出すること。
11	有資格技術者一覧表	様式第 8 号 ※希望する営業種目に関わる有資格者を記入 ※営業種目に関わる有資格者がいない場合は提出不要
12	業務に従事する総職員名簿	様式第 9 号 ※光市内に本社を有する者、又は光市内の支店・営業所に入札事務等を委任する場合のみ提出すること。 （光市内に本社がある場合は <u>本社職員</u> を、光市内の支店・営業所に入札事務等を委任する場合は、 <u>光市内の支店・営業所の職員のみ</u> を記載すること。）
13	営業の許可（登録）証明書（写し）	営業に関し必要な登録、免許又は許可等を要する場合は資格を確認することができる証明書の写しを添付すること。
14	業態調書	様式第 10 号
15	暴力団排除に関する誓約書	様式第 11 号

16	委任状 (※委任期間は登録期間内) ※提出は任意	様式第 1 2 号 (入札毎の委任状提出を省略する場合に必要。 登録期間中、代理人に入札書等の提出を委任する場合に提出すること。)
----	--------------------------------	--

【チェックリスト】

- ☐ 印鑑の整合性について
 - ・各様式の印鑑について、整合性を確認すること。
- ☐ 各様式の漏れがないか
 - ・様式第 7 号については、実績が無い場合も大分類ごとに提出すること。
- ☐ 記載漏れがないか
 - ・空欄の場合は、記載漏れか否か判断ができないため、該当が無い場合は「なし」等と記入すること。
- ☐ 各種証明書の日付
 - ・申請日以前三箇月以内に発行されたものか。
 - (例) 申請書の日付が 2 月 1 日の場合は、1 1 月 1 日以降に発行されたもの
- ☐ 税の未納・滞納がない証明書
 - ・国税、県税、市税が揃っているか。
 - ※本社や委任先、光市内に営業所等があるかによって異なります。
 - 「税の未納滞納がない証明書（写し）について」をご確認下さい。
- ☐ 書類の提出について
 - ・申請書類は、A 4 版フラットファイル（紙）に提出書類一覧の順番に書類を綴じて、表紙と背表紙に社名を記入し、提出すること。（ファイルの色の指定はありません。）